

令和4年度 第3回神戸市屋外広告物審議会  
議 事 要 旨

令和5年3月28日

## 令和4年度 第3回 神戸市屋外広告物審議会 議事要旨

日 時 令和5年3月28日（火） 13時～15時18分  
場 所 中央区文化センター 1102会議室  
次 第 1 開会  
2 あいさつ  
3 審議 地上広告物の今後のあり方について  
4 閉会  
出席者 角松会長、磯山委員、勝沼委員、木原委員、中村委員、長濱委員、藤本委員、古澤委員

### 議事要旨

（事務局） 開会の辞。配布資料の確認。

本日の審議会は、これまで審議いただいた郊外インターチェンジ周辺地域の広告物等景観保全地区の指定についてのまとめとして、ご議論いただく予定である。本市を訪れる際の市の玄関口となるインターチェンジ周辺の広告物のあり方について、様々な専門的な観点から、制度が実効性を発揮するために、短期でできること、また将来を見据えた課題についてもご意見をいただいた。

第2回審議会において、基準の大枠についてご承認いただいたところではあるが、さらに実効性を深めるための方策について、ご意見をいただきたいと考えている。

#### ○審議会成立の確認等

委員8名全員出席。委員の過半数の出席により会議の成立を確認・一部非公開とすることを決定

#### ○審議

議題 地上広告物の今後のあり方について

（事務局） 前回、大枠をご承認いただいた規制基準及び今後の課題もあわせご意見いただきたい。

（資料1を説明）

検討の背景に本市では、現在、都市ブランドの向上と人口誘因に繋げるプロジェクトとして、イノベーション神戸に取り組んでおり、神戸のまちの佇まいや雰囲気を印象付ける顔となる重要な空間として、主要鉄道駅の駅前の再整備を実施している。一方、車を利用して神戸を訪れる訪問者にとっては、高速道路のインターチェンジ周辺が、いわゆる市の玄関口として神戸の印象に大きく影響を及ぼす空間となるが、緑豊かな郊外部インターの一部では、周辺の自然環境に対して大きく派手な色彩の看板や看板が乱立している状況が一部見受けられることであった。

令和4年度神戸市屋外広告物審議会では、特に郊外部のインター周辺でのふさわしい屋外広告物の在り方について、他都市の動向等も踏まえながら様々な専門的見地より検討を実施したところである。

このため、令和4年度神戸市屋外広告物審議会において、本日を含め3回開催議論いただいている。

これまでの議論により、神戸市屋外広告物条例第8条に規定がある広告物等景観保全地区の指定によりこの課題を解決できるのではということ、これまでの審議内容を踏まえ、資料に記載の通りとなっている。

広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項だが、

- (1) 広告物の相互間距離は5 m以上とすること。
- (2) 信号機及び道路標識からの距離は5 m以上とすること。
- (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。
- (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。

(5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。定めようとする事項である。

ページ下部に、前述の新基準と兵庫県基準の比較を記載している。

指定範囲については、まず、市外から市内に車両が流入する郊外的高速道路等のインターチェンジ周辺地域が指定箇所。郊外については、人口集中地区（DID地区）以外としている。

高速道路等の出口と一般道路の合流する地点を起点に概ね半径50m。一般道路の道路境界線から範囲指定距離は前回の審議において20mとすることが妥当ではないかとのご意見をいただいている。

道路境界線からの20mについては、神戸市の地勢や現状の看板の設置状況、他都市の指定範囲の状況や、道路法における沿道区域という、一定の規制をする指定基準が同じ20mとなっていること、それらを参考に経過措置については、屋外広告物条例に規定されているとおり原則、現在の許可年数終了後、3年を経過するまでの間となっている。これまでの審議会でのご意見を踏まえ、とりまとめた案になる。

委員意見及び事務局説明等

（会長）

広告物等景観保全地区の指定の趣旨について、事務局案では、「緑豊かな郊外部インターの一部では、周辺の自然環境に対して大きく派手な色彩の」とあるが、「周辺の自然環境に調和しない」や、「そぐわない」という様に、もう少しはっきり明確にしたほうが良い。経過措置だが、②のところに、「既存許可期間＋3年」と書かれている。③のところで、更新許可期間の後に、「2回目の更新許可期間まで最長7年」と書いてあるが、この最長7年はどこから見て7年なのか。

（事務局）

最初の許可期間が3年間という前提の中で次の更新の期間が3年。この最長7年というのは、改正の日から7年は超えないということで、既存許可期間プラス経過措置の許可期間3年、通常の更新の許可は3年だが、経過措置中は短くなる可能性もあるということである。

（会長）

承知した。この7年の始点を書いておかないと既存許可期間プラス3年なので、既存許可期間プラス7年と読めてしまう恐れがある。あるいは場合によっては更新期間から7年と読めるものも有り得るため、趣旨をはっきり記載したほうがよい。

（事務局）

経過措置の表現については、これまで何度も指摘ご意見いただいている。慎重に言葉を整えたい。

（委員）

前回も同じようなことが議論されたと思うが、この更新までの間に、広告を出して欲しいという依頼者である企業や団体（広告主）が、解散等でなくなってしまった場合の取り下げの決まりも決めて行くつもりなのか。

（事務局）

許可期限切れや企業が例えば倒産や解散した場合、その広告物は除却してもらうことが定められてい

る。廃止の届出があった場合には除却指導を行う。今回新たに設けているものではなく、今の制度上もそのようになっている。

(委員)

インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区にこちらが指定しても、その場所には地権者がいる。地権者は保全地区に指定されたことをどのように知り、自分たちがどのように協力したらいいとか、行政が何かお願いするとかアクション起こすとか、そのようなことはされるのか。

(事務局)

制定後、広く広報するとともに地権者の方への周知もしっかり行っていく。

(委員)

罰則や制約は一切ないということか。

(事務局)

指定された後に違反となる行為や基準に背くような看板が設置されるようであれば、条例に罰則が設けられている。それを適用するかは個別の判断になるが規定は定められている。

(会長)

私の方から確認させていただきたい。委員からのご質問は、広告主の企業が例えばなくなったりした時には届出をしてもらおうが、広告の設置者が許可を得ていたものはそのまま有効であり、またその空きスペースに新しい広告を入れることが出来るかということかと推察する。この経過措置というのは許可を与えた先に対する許可がどれくらい有効かまたは延長できるか、そういう理解でいいか。

(事務局)

お見込みの通り。広告主に限らず広告事業者も対象になる。許可を与えた先（非自家用広告物の場合は設置者）が経過措置の対象になる。

(会長)

この規制がかかるのも看板の設置者に対してであり、設置者は違反したら罰則の対象になると。地権者も同様か。

(事務局)

罰則規定は、地権者でなく、許可基準等に違反した広告を表示し設置した者に対して定められている。

(会長)

広告を出す人は、通常は所有者と何か契約を結び、何かの権利をもらい広告を出すことになるため、あくまでもこの条例では、広告を設置する人に対して規制をかけていると理解してよいか。

(事務局)

お見込みの通り。

(会長)

条例によると広告物の表示や掲出物件の禁止のため、看板を設置する者とその看板に自身の広告を載せる者との理解でよいか。

(事務局)

お見込みの通り。

(委員)

地権者の方の協力がなければ、広告看板を立てたい方は地権者に看板を立てたいと依頼されるわけだが、そのときに地権者の方が十分理解して説明してくれれば、話は少し早く済むのではないか。地権者自身が制度を理解し、ここの土地はこういう規制となりましたと、広告主に説明するというようなことは考えられるのか。

(事務局)

基準作りについて審議会の意見を踏まえて行い、制定後には広く周知を行う他、地権者の方にも周知を行いたい。既存不適格のものは、一定の経過措置の年数というのを設けており、これについては、地権者なり、広告事業者のご協力、ご理解をいただきたいと考えている。

(委員)

確認だが、「その他の一般基準」に、「新たな基準」である、配置の基準が付け加わることが一番のポイントかと思うが、住居系と商工系地域。これは「かつ」要件ということか。下の立面図は、インターチェンジ周辺は市街化調整区域のため、この10㎡以下になるが10m以下のパターンしかないという理解でよいか。この30㎡の商工系地域の場合はあるのか、ないのか。ないと考えてよいか。

(事務局)

商工系地域もあり注釈を入れたい。

(会長)

重要なお指摘であった。その点を明確にする必要がある。

(委員)

現在の規制基準である表示看板の高さについて、柱が10m以下という規定になっている。道路面と同じ高さから10mであれば何の問題もないが、道路面より低く奥側に例えば5m段差があった場合、今後10mのものしか設置することができないのであれば10mの高さを想定した広告面は確保できないこととなる。道路面からの見え掛かりから10mを基準とすることは考えられないか。

(会長)

現行の運用はどうなっているのか。

(事務局)

現行基準の高さ10mとは看板の設置地面から10mである。

(会長)

現在の看板の高さ基準については地盤面と道路面に高低差がある場合など立地条件によって基準を設けるのかは中長期的に検討していく必要があるだろう。

(委員)

後背地の居住者への景観問題となるので、高い側については大丈夫かチェックしておく必要があるのではないか。

(委員)

高さは、少なくとも信号以下には押さえるべきだ。信号以上のところに比較的屋根とか背景の田畑とか、緑が見えた方がよい。集合看板として出したらこんなに綺麗というのを見せた方がいいという気がする。

(委員)

集合看板としてはできるのではないか。

(事務局)

表示面積自体の規制基準がある。集合化により一つの看板での広告の表示面積がとて小さくなる。集合化では、より良い景観になるのではないかというようなことも考えられるため、モデル地区などで集合化した場合の面積基準の緩和については当審議会のご承認を経て実施させていただきたい。

今回のまとめには、当審議会でもいただいた意見について、今後の課題・検討事項となる項目もあわせまとめさせていただく。

○その他検討事項

(事務局)

その他の案件として、同一壁面における同一表示内容の広告物について、前回、委員から見直しを含めての検討が必要ではないかという意見があった。壁面広告物の規格基準ということで、屋外広告物条例施行規則で同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数提出しないこと。ただし、それぞれの広告物間の距離が30m以上ある場合には、この限りでない。というのが現行の規則になっている。

この規定については、平成22年の4月に、当審議会の議論を経て、基準を一部見直しており、景観形成の観点からも特に規制をする必要のないものについては基準の緩和ということで広告物間の距離が30m以上のものについて設置することができるものと緩和したという経緯がある。

なお、兵庫県内の自治体では、全て1壁面に1枚とすることという基準を設けている。

(委員)

大規模な工場の壁面であれば相互間距離が30mというのは理解できるが、入口の上にマークが3つあることが本当に景観上駄目なのか疑問である。特例的な意味合いで、例えば、当審議会や景観協議会で承認が得られれば認めることはできないものか。あまりに厳しい基準では無届けが増えるのではないだろうか。テナントを借りられたオーナー側にとっては、入り口が2ヶ所あれば、15m程度離れていればマークなりロゴなり、社名なりを入れたいと思う。ある一定の距離を置いて、それなりの看板の大きさであれば、許可することも考えられるのではないか。

(会長)

合理的な理由が考えられるにもかかわらず現在の規則上認められていないものなのかどうか。あまりにも守りにくい基準だと、かえって無届けが増えるのではないのかという課題が出されたかと思う。

これらについて、委員からは、場合によっては、規定を活用して特例許可のようなものも考えていただけないかというご意見があった。拙速に本日決定することは難しいかと思うが、今の点を踏まえた上で引き続きご検討していくということいいか。他の委員で何か意見があるか。

(委員)

個別に審議会で審議にするにしても、審議するうえで少し方向性みたいなのが必要である。

屋外広告は、設置する場所が人の目線に近い所とそうではないのか、また、商業シーンや出入口など、機能的なことに結び付いているサインなのかによってそれぞれ意味合いが恐らく異なっている。

部位の分類、公共サインだと案内・誘導・記名など何かの分類を少しした上で、この議論をしないと、個別案件で良いか悪いという議論では難しい。

30mは視認性というのが無くなっていくような距離だとは思いますが、低層部にまで当てはめているところに少しどうかと違和感があるが高層部はそれでいいような気がする。

(委員)

低層部での壁面サインの在り方について基準づくりができないものか。

(会長)

この案件については、もう少し実際に運用が可能になるような合理的な基準の方向性を考えられないか引き続き検討事項としたい。

本日いただいた意見を踏まえ今回の審議会のまとめとしたいと思う。異議がないか。

(委員)

異議なし

(会長)

今期の審議会としての全ての議事が終了した。これを以って本日の審議を終了とする。